

「高校無償化」への所得制限を撤廃し、「給付制奨学金」の創設を  
求める意見書

2010年度から「公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度（以下「高校無償化」という。）が始まった。この施策は、高校教育を「受益者負担主義」や「自己責任論」から、教育の機会均等を保証するものへ転換するもので、父母・国民に歓迎された。この措置を受けて、政府は、2012年9月の国際人権規約留保撤回の趣旨に沿って、「高校無償化」維持・拡充をはじめ「給付制奨学金」の創設などで、誰もがお金の心配なく大学まで学べるよう、社会全体で子どもたちの学びを支えることが求められている。

一方、学校教育費の父母負担は、依然として家計の中で大きなものとなっている。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されることなく、国は責任をもって教育費の父母負担軽減をすすめることが必要で、そのためにも「高校無償化」の維持・拡充が求められる。

また、子どもの貧困率が過去最高となるなか、経済的理由により高校・大学への進学を断念することのないように、欧米諸国では、標準となっている「給付制奨学金」の創設は急務である。

よって、国・政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

1. 「高校無償化」の所得制限を撤廃すること。
2. 高校生・大学生にたいする「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

大和郡山市議会